

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

山梨県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

（1）指定範囲

二級河川精進湖の河川区域内で別図に示す区域

（2）指定年月日

平成26年3月25日

2 都市・地域再生等占用方針

（1）占用の許可を受けられることができる施設

- ・船舶係留施設
- ・イベント施設
- ・上記施設と一体をなす準則第二十二第3項第六号に掲げる施設
- ・その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす準則第二十二第3項第六号に掲げる施設を含む。）

（2）許可方針

占用の許可を受けられることができる施設は、都市・地域再生等利用区域及びその周辺の河川環境に配慮したものであること。

3 都市・地域再生等占用主体

富士河口湖町長（準則第二十二第4項第一号）